

安全保障理事会議長声明

「ギニアビサウの情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年7月22日に開催された、安全保障理事会の第6364回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、ギニアビサウに関する安保理の従前の声明および決議を想起した2010年4月1日の出来事を更に想起する。安保理は、ギニアビサウ政府の同国の安定に向けた取組に留意するが、現在の治安状況と憲政秩序に対する脅威に懸念を表明する。安保理は、国民的和解、安定および憲政秩序の維持、不処罰との戦い並びに法の支配の尊重に向けて活動する、彼らの責任にみあう大統領、政府、政治指導者、軍隊およびギニアビサウ国民の決定的な重要性を強調する。

安全保障理事会は、2010年4月1日の出来事で拘束された全ての者を直ちに解放することまたは法の適正手続を十分に尊重して訴追することをギニアビサウ政府に求める。

安全保障理事会は、真の治安部門改革は本格的且つ責任ある効果的な治安部隊の創設と法の支配の尊重を要求していることを、強調する。それ故、安保理は、ギニアビサウ政府に対し、治安サービスの改革のための条件を創設することを求め、とりわけ軍の治安部隊に対し、文民統制に従うというその公約を実行することを求め、また両者に対し、予定通りに治安部門改革のための現在の計画を実行することを求める。

安全保障理事会は、ギニアビサウと準地域における平和と安全を脅かす薬物取引および組織犯罪の継続的増加について重大な懸念を表明する。安保理は、ギニアビサウ当局に対し、国際社会に支援された行動を含む、薬物取引と組織犯罪に取り組む行動が効果的であることを確保するため必要な環境を作り出すことを求める。

安全保障理事会は、ギニアビサウを通じた薬物取引に従事するまたは他の方法で促進する、責任を有するものに対して措置を取る、薬物が生産されおよび消費され並びに經由する、国の分担責任をまた認める。これに関連して、安保理は、薬物取引ネットワークの構成員または支援者として確認されたものに対する対象を絞った制裁のための選択肢を含む、薬物取引および組織犯罪に関するECOWAS地域行動計画の即時履行のための、欧州連合（EU）を含めた西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、国連および他の協力者の公約を歓迎する。安保理は、その事態を積極的な調査のもとにおきつづけることおよび適切な行動を考慮することに同意する。

安全保障理事会は、ギニアビサウにおける文民制度の状態の安全を確保するための手続きを即座に設立する必要性を表明した、ECOWAS首脳会議の第38回通常会期の最終コミュニケを歓迎する。安保理は、ギニアビサウ政府および国際社会に対し、その趣旨で、ECOWASと十分に協力することを招請する。

安全保障理事会は、平和構築委員会の継続的関与を歓迎し、また、ギニアビサウの和平と開発に向けた国際連合枠組の迅速な履行も求める。安保理は、治安部門改革の分野における支援のため、協力機関、とりわけアフリカ連合、ECOWAS、EU およびポルトガル語諸国共同体（CPLP）による活動を調整するギニアビサウの取組における国際連合統合平和構築事務所の役割を歓迎する。

安全保障理事会は、2011 年 1 月を予定した「ギニアビサウにおける紛争：原因、予防、解決および結果」に関する国民会議を招集する国民議会の計画を承認し、国の制度が効果的に機能することおよび国民和解を目的とした、真の且つ包括的な政治的対話を処理する必要性を強調する。安保理は、これに関連して、地域指導者、とりわけカーボヴェルデのペドロ・ピレス大統領による、ギニアビサウの指導者との建設的対話に従事させるための取組を歓迎する。

安保理は、これらの問題に対処することにおいて為された進展並びにこれらの継続的履行を支援するために要求される更なる行動について、適宜、安全保障理事会に、概要を伝えることを事務総長に対し、要請する。